

(内閣委員会)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当の改定

- 1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
- 2 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

二、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一の1は平成二十八年四月一日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。